

公布された条例のあらまし

◇奈良県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例

1 条文の整備

地方公務員法の改正に伴い、次の条例について、同法の条項を引用する条文の整備を行うこととした。

- (1) 奈良県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- (2) 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例

2 施行期日

令和五年四月一日から施行することとした。